

# あきた北 法人会 だより

第  
76  
号

令和2年8月31日



八郎潟町塞ノ神農村公園から見える田んぼアート



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F  
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025  
<http://kitahou.akitalink.com>  
E-mail: [kitahou@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp)

# 令和2年度 定時総会を開催

令和2年度定時総会が、6月11日（木）土崎港ホテル大和に於いて、開催された。

今回の定時総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会員の皆様の安全を最優先に考慮し、ご来賓の招待、表彰状の伝達などは行わず、少人数、短時間での開催であった。

林会長の開会あいさつでは、各種研修会・セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動、地域住民の方々を対象に開催した社会貢献事業の講演会など、皆様方のご協力により、公益事業を中心に円滑に事業を実施できたことを報告した。

また、「e-Tax」の利用状況と更なる利用推進、会員増強、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力をお願いした。



議事に入り、議案の「平成31（令和元）年度事業報告・同収支決算」は、原案通り満場一致で承認された。

（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

## 受章おめでとうございます

### 全国法人会総連合功労者表彰

鈴木 信夫氏（理事）  
佐藤 嘉樹氏（理事）  
千田 清隆氏（監事）

### 東北六県法連功労者表彰

西宮 公平氏（常任理事）  
山内 信人氏（監事）

## 新入会員紹介 どうぞよろしく

正会員	代表者名	法人住所
武田水産(株)	武田 勝	男鹿市北浦湯本字一の森下61の1
コダマアルミ(株)	児玉 誠	秋田市外旭川字山崎13番地
(株)かんきょう	阿部 京三	秋田市土崎港東四丁目6番61号
(株)ウッドミル伊藤工業	伊藤 元気	秋田市飯島字穀丁大谷地259番地1
北日本運輸(株)	石川 重志	秋田市土崎港西一丁目12番38号

賛助会員	代表者名	法人住所
(一財) あんしん財団秋田支所	小林 聖和	秋田市中通2-4-15-5F





## 着任のご挨拶

秋田北税務署長 土田 真弘

このたびの定期人事異動で秋田北税務署長に着任いたしました土田でございます。

前任の三澤署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。また、日夜、最前線で新型コロナウイルス感染症の治療や看護に力を尽くされている医療関係者の皆様には心より感謝と敬意を表します。

これまで、政府を挙げて様々な取組が進められている中で、国税組織においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取り扱うことや、納税が困難な方には、納税の猶予制度を御案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応するよう努めているところです。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深い御理解と多大な御支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会やe-Taxの操作研修等の開催、地域社会貢献活動に加えて、税制改正の提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

会長様をはじめといたしまして、役員・会員皆様方の不断のご努力に深く敬意を表したいと思います。

ところで、日本国内におきましては、新しい生活様式を実践するなど、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む必要があります。このような状況下で、秋田北税務署としましては、安全に、安心して申告・納税をしていただくよう取り組んでまいり所存です。

そのためにも、来署することなく、オンラインで申告ができるe-Taxを一層活用していただきますようお願いいたします。

また、納税においては、所得税等の「振替納税」に加えて、「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング等を利用した電子納税」、「クレジットカード納付」、「コンビニ納付（QRコード）」など、来署することなく、納付できるよう納付手段の多様化を推進しておりますので、ぜひご利用していただきますようお願いいたします。

いたします。

さらに、納税相談や納付相談におきましても、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、税務署の窓口が三密とならないよう、納税者の方々が安全に、安心して相談できる環境を醸成するため、

①一般的な税務相談は電話相談センターへ電話で相談

②個別・具体的な税務相談は事前に電話で予約していただきますようお願いいたします。

なお、②の事前予約をしていただきますと、お待たせすることなく、スムーズに対応いたします。

以上のとおり、来署されることなく、「リモート税務署」をご活用いただきますとともに、個別・具体的な税務相談される場合には、事前に電話で予約していただきますよう、役員及び会員皆様方の従業員の方々にも広報していただきますと幸いです。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々の御発展、会員皆様方の御事業の御繁栄、会員皆様方及びご家族様の御健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

### 自己紹介

出身 大阪府

親出身地 高知県(父・大酒飲み)と兵庫県淡路島(母・下戸)から生まれた本人は嗜む程度

趣味 ランニング(レース出場)・阪神タイガース・ガンバ大阪の応援

秋田北税務署勤務でやってみたくいこと

秋田県下の温泉とお酒を訪ねる旅

主な経歴 国税庁勤務9年、税務大学校勤務2年、大阪国税局勤務11年、税務署8年

### 秋田北税務署新メンバー紹介

よろしくお願ひします。

●佐藤 和幸 総務課長

(前任：本荘税務署総務課長)

●佐々木 悟 管理運営・徴収部門統括官

(前任：盛岡税務署税務広報広聴官)

●岩城 治 個人課税第二部門統括官

(前任：盛岡税務署国際税務専門官)


**税務署だより**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

## 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

### ○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。 ●納期限から6か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

### ○現行の猶予が認められると…

- 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

**収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

**納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！**

**延滞税なし**

**1年間猶予**

**無担保**

### 特例猶予の要件

○以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税することが困難であること。

○令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

◆ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8:30～17:00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

## 猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

◆ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。

◆ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

（注）法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。

○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

## 税務署において所定の審査を迅速に行います

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)



# 自宅から24時間できる 国税の納付手続一覧



詳しくは各QRコードにアクセス！

キャッシュレス！

## ダイレクト納付



e-Taxを操作して指定した預貯金口座から振替により納付する方法です。

便利に利用できる方

- 源泉所得税を納めている方など、頻繁に納付手続をされている方
- 日付指定で納付をされたい方
- e-Taxで申告等されている方



## コンビニ納付(QRコード)



国税庁ホームページから作成したQRコードを利用してコンビニエンスストアで納付する方法です。

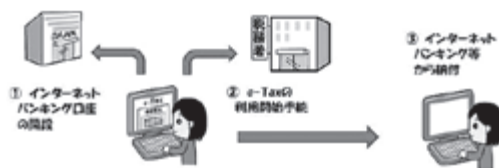
便利に利用できる方

- 金融機関等が近隣にない方
- スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方



キャッシュレス！

## インターネットバンキング



契約しているインターネットバンキング等から納付を行う方法です。

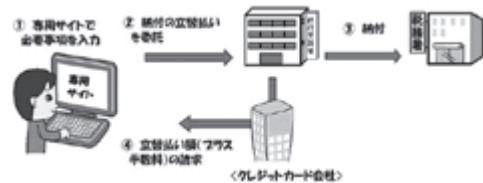
便利に利用できる方

- インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方
- e-Taxで申告等されている方



キャッシュレス！

## クレジットカード納付



「国税クレジットカードお支払サイト」から納付を行う方法です。

便利に利用できる方

- クレジットカードを利用されている方
- スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方



①手続の詳細のほか、税に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※ e-Tax利用可能時間 月曜日～金曜日：24時間利用可能（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

毎月最終土曜日及び日曜日：8時30分～24時

②「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



# 税務署での相談は、 事前の予約をお願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記Step2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

## Step 1

所轄の税務署へ電話をかけます。※受付8:30～17:00（土、日、祝日及び年末年始を除く）

秋田北税務署 **018-845-1161**

## Step 2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「\*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- ① 電話相談センター
- ② 申告相談の事前予約等
- ③ 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- ④ 納税の猶予制度についてのご相談等



（注）所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

## Step 3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。

また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

令和2年度税制改正

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。</li> </ul>

2. 交際費課税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。</li> <li>交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。</li> </ul>

消費課税

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。</li> </ul>

その他

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。</li> </ul>

2. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAx）とのシステム連携を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。</li> </ul>





# 故郷への応援菓



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

## 故郷へ帰ろう

冬の寒さが、疲れた身体にしみる帰り道、無性に餅菓子が食べたくなり二つ買った。下宿でやかんにお湯を沸かし、やわらかい餅を口に含んだとき、なぜか、熱い思いに包まれた。「お菓子って、こんなに心を豊かにしてくれるんだ」。そのとき、お湯の沸く蒸気の音が、故郷（ふるさと）への夜汽車の音に聞こえた。

「故郷へ帰ろう。そして温もりを伝えるお菓子をつくろう」。地元で修業後、東京へ出て専門学校へ通いながら、いくつかの菓子店で働き、3年がたった。

## 修練の日々

「故郷の食材や文化を活かし、ここでしか食べられないお菓子をつくろう」

地元へ帰った伊藤（仮称）さんの、修練の日々は始まった。夜は菓子づくりに没頭し、昼は温泉旅館で観光客に販売した。

数年後、結婚して子どもが生まれた後も、朝6時に軽トラックにお菓子を積み込み、義母のところ子どもを預け、妻を東の温泉に降ろし、自分は西の温泉地へと毎日夜遅くまで働き続けた。

ある日、軽トラックのハンドルを握りながら妻に聞いた。「何で、店も金もとれない男と、結婚してくれたのか」「あなたには夢があった。会うたび時の経つのも忘れ、キラキラと、少年のように夢を語った。そのうち私も、同じ夢を見るようになったの」

## 本日開店

それからまた数年たち、念願の店を開くことができた。古い民家を改装した、さもない店だが、二人にとっては夢のいっぱい詰まった店だった。

「こんなところに、お客様は来てくれるだろうか」

不安に包まれて、迎えた開店当日、たくさんのお客様が来てくれた。

「今までは行かないと売れなかった。それなのに、

お客様が、わざわざ来てくれる」。お客様の背中に思わず手を合わせる二人だった。

「郷土のあたたかさ、自然、風土をテーマに創作菓子をつくる」。これが二人の夢だ。りんご、さくらんぼ、米、栗など地元産品を徹底的に研究し、個性的な温もりのあるお菓子を開発し続けた。十数店になった店舗も、その土地に合わせて設計し、無垢材や塗り壁仕上げなど、手作り感あふれる店づくりは、お菓子のおいしさを一段と引き立てている。

## 感動の共有

伊藤さんの熱い郷土愛は、社員を大切にすることにも発揮されている。お客様と社員が、「感動」と「行動」を共有することを大事にしており、店舗運営や各種イベントなど、至るところに、社員の自主性や発想の豊かさを見ることが出来る。伊藤さん自身も日々の中で、感動を大切にしている。一例としてこんなことがあった。

昭和30年代に一世を風びした、地元出身の歌手がいた。偉業を顕彰し後世に伝えようと、商工会が中心となって記念碑を建てる募金活動が始まった。ところが思うように募金が集まらず、困った責任者が伊藤さんに相談した。

「東京に同郷人がたくさんいる。皆に協力を呼びかけよう」。地酒を冷蔵ケースに詰め込み、伊藤さんは東京の同郷の集まりに乗り込んだ。

百人以上集まったホテルの大広間で、ケースのふたを開けた。中から雪に包まれた地酒が出てきた。

「皆さん、この雪は、記念碑を建てるために、今朝降った雪です。冷えた地酒を、心ゆくまで楽しんでください」。ワーッと盛り上がる会場。献金者が続々と列をなし、その夜のうちに募金は予定額に達した。

創業70年の昨年、長男に社長を譲った伊藤さんが座る後ろの壁には、「本日開店」の色紙が貼られている。年齢を重ねても、夢を追う瞳の輝きは失われることはない。



## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります



### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



**大同生命保険株式会社**

きた東北支社 秋田営業部 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)  
TEL 018-833-5121



**AIG 損害保険株式会社**

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)  
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

## ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの  
役員・従業員であれば、  
おひとり様 **月1件のご相談まで  
無料**で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年8月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら



Medical Note